

前回の審査会議(平成29年3月21日)等における指摘事項に対する申請者の回答

番号	項目	指摘事項	申請者の回答
1	焼却施設の構造に関すること	種々のごみの投入について、何をどこから投入するか、わかりやすい鳥瞰図等を示されたい。また、流動層高と各種投入口との位置関係についても示されたい。	種々のごみの投入位置がわかるよう、申請書別紙2-19-16に平面図を追記し、流動砂層面も合わせて記載しました。位置関係は別添1のとおりです。
2	焼却施設の構造に関すること	地震の際、液状化して地盤が沈降したところに津波が上がってきた場合に、ごみピット等が水面よりも下にあると、ごみが流出してしまう。現状の設計において、水が入ってきそうな場所は、水面よりも高いところにあるか否か、確認されたい。	津波高及び浸水域の予測では、ごみピット等の保管場所が水面以下となりますが、建物の腰壁やシャッター等により、廃棄物の流出は防げるものと判断しています。なお、廃棄物の流出防止対策は別添2のとおりです。
3	焼却施設の構造に関すること	建物の規模について、現状に対してどの程度大きくなるか、示されたい。	廃棄物焼却施設を設置する南エリアの建物配置の新旧の比較は別添3のとおりです。
4	稼働実績	同一焼却炉メーカーの内部循環式流動床炉であって、産業廃、特に感染性産業廃棄物を焼却している焼却炉の稼働実績を示されたい。	産業廃棄物を焼却対象とする流動床焼却炉の稼働実績は別添4のとおりです。流動床式焼却炉は50施設納入され、そのうち、感染性産業廃棄物を焼却している施設は3施設です。
5	燃え殻等に関すること	一般廃棄物の燃え殻等は「自家処分」、産業廃棄物の燃え殻等は「委託処分」とされているが、実態に合わせて整理されたい。	一般廃棄物の燃え殻等の処分先は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を有する業者へ委託することとし、一般廃棄物処理施設設置許可申請書第2面の「処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法」の区分欄を「自家処分」から「委託処分」と修正します。
6	燃え殻等に関すること	燃え殻、ダスト類について、特別管理産業廃棄物となる場合、どのように管理するか示されたい。(受入物の管理、有害物質の測定頻度、ダスト類のキレート処理も踏まえること。)	燃え殻、ダスト類の有害性への対策は別添5のとおりです。汚泥等有害物質を含有するおそれのある廃棄物を受け入れる場合には、契約段階での排出状況確認や、検査結果の確認を行い、有害物質の持込を防止します。ダスト類については重金属の溶出を未然に防止するため、キレート剤と混練処理します。また、新施設稼働後のダスト類等の判定基準の適合状況を判断するため、稼働後半年間は、1回/2か月の頻度で溶出等検査を行います。なお、既存施設においても同様の有害物質管理を行っており、燃え殻、ダスト類の過去の検査結果では、有害物質が検出されないか、判定基準の基準値に比べ十分低い値となっています。
7	燃え殻等に関すること	燃え殻にカーボン類が含まれていた場合の熱しゃく減量10%の基準への適合可能性を示されたい。また、カーボン類が排出された場合の取扱いについて示されたい。	燃え殻に含まれるカーボン類等による熱灼減量の基準適合性については、別添6のとおりです。カーボン類の大部分は篩により分離され、流動砂とともに炉内へ返送されます。また、流動床型の焼却施設の燃え殻の熱灼減量の検査結果も0.1%未満でしたので、基準を十分満足できるものと判断しております。

番号	項目	指摘事項	申請者の回答
8	大気質に関すること	風下側の高層住宅の高層階への煙突排ガスによる影響について、拡散計算式により確認されたい。	短期的に高濃度の出現が予測される気象の出現時に予測を行ったところ、南東側距離620mのマンションの13階の最上階相当(39m)で、塩化水素が0.02278ppmと評価基準値を上回ったため、塩化水素の維持管理計画値を250mg/m ³ Nから210mg/m ³ Nに修正し、短期平均濃度を評価基準以下とします。予測計算の内容は別添7のとおりです。
9	大気質に関すること	東部知多クリーンセンターとの複合影響を考えた場合、特に、塩化水素は短期的に目標環境濃度を超過する可能性が考えられる。このため、塩化水素が問題とならないよう、燃焼前の均質化等、運用面での対策をとられたい。	塩化水素の低減対策として、投入時の廃棄物の均質化及び排ガス処理装置の管理で対応します。対策の内容は別添8のとおりです。
10	大気質に関すること	一般廃棄物及び産業廃棄物への水銀の混入のチェック体制や、排ガス中の水銀のモニタリングについて考え方を示されたい。	水銀混入防止等の水銀対策については別添9のとおりです。混入防止対策として、医療機関への文書での依頼、委託契約時に事業者へ依頼します。現在の施設の排ガス中の水銀濃度は低い状況ですが、施設稼働時は、測定頻度を多くして水銀の排出状況を確認します。
11	騒音に関すること	生活環境影響調査書の表4-2-4では、規制基準を超過しているような記載になっているが、敷地境界の塀の内側での測定であれば、その旨記載した方が良いのではないか。	騒音、振動の測定は塀の内側で行いましたので、生活環境影響調査結果を別添10のように修正します。
12	振動に関すること	振動の予測式によると、固い地盤を想定しているようであるが、地形からみると、計画地は軟らかい地盤ではないかと思う。現状の地盤に合った予測式になっているか確認されたい。	別添11に示すとおり、事業計画地は、国土交通省が示している土地分類基本調査図(表層地質図)によると「砂・粘土を主とする層」に該当するため、この地質に該当する減衰係数としています。
13	廃棄物運搬車両に関すること	廃棄物運搬車両の走行の予測(大気質、騒音、振動)について、単に交通量で1%であるから影響がないと予測されているが、増加するのは大型車であって一般小型車よりも大気質等への影響が大きいため、大型車を前提とした影響を示されたい。	運搬車両の走行による大気質、騒音、振動の予測を行いました。結果は別添12のとおりで、影響は軽微との結果でした。そこで、生活環境影響調査書の、p4-86の大気質の廃棄物運搬車両の走行による予測手法を別添12の予測手法に修正し、その結果を追記します。同様に騒音、振動についても予測手法を修正し、その結果を追記します。
14	水質に関すること	現在の東浦工場における排水のダイオキシン類の測定結果を示されたい。	排水中のダイオキシン類の検査結果は、別添13のとおりで、過去5年間で最大0.00075pg-TEQ/ℓと排水基準値(3pg-TEQ/ℓ)に比べ低い値となっています。

番号	項目	指摘事項	申請者の回答
※15	水質に関すること	<p>洗車場からの排水は、荷台の洗浄水も含まれるか否か。</p> <p>また、洗車場排水について、別紙2-1では油水分離槽を通過後に五箇村川へ放流されるように図示されているが、一方で、生活環境影響調査書のP.4-128では「排水処理設備により処理後、河川へ放流する」と記載されている。洗車場からの排水は、油水分離槽で処理後、そのまま放流されるか、南エリアの排水処理施設で処理されるか。「排水処理設備」とは油水分離槽を意味するのか。</p> <p>さらに、別紙3の3枚目「洗車排水処理施設等の排水は、既設の排水処理施設で処理する」の「洗車排水処理施設等」とは、何を意味するか。</p>	<p>洗車排水は、荷台の洗浄も含まれますので、油水分離後、既設の汚水処理施設で処理することとしております。したがって別紙2-1の排水経路に誤りがありますので、別添14のとおり修正します。</p>
※16	水質に関すること	<p>廃油、廃酸、廃アルカリの保管場所で漏洩があった場合に、雨水等で場外へ流出するおそれはないか。</p>	<p>廃液等の流出防止対策は 別添15のとおりで、廃酸、廃アルカリタンクには防液堤、廃油については廃油をドラム缶から投入する廃油受槽の周りに防油堤を設置し、流出を防ぎます。</p>

備考 ※は、3月21日(火)の審査会議後等に、欠席委員等から指摘のあった事項を示す。